

# 相談窓口

日日時・期間 場所 対象 定員 費用・料金  
 申込・提出・応募 問い合わせ メール

## 市民相談コーナー

- 専門相談(予約制)**
- ・法律相談(弁護士) 月曜日(祝日を除く) 9:00~12:00/13:00~16:00  
 火曜日(祝日を除く) 9:00~12:00  
 木曜日(祝日を除く) 13:00~16:00  
 第2金曜日(祝日を除く) 13:00~16:00
  - ・女性法律相談(弁護士).....第3火曜日 13:00~16:00
  - ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
  - ・公正証書・遺言相談(公証人).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
  - ・登記相談(司法書士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
  - ・税務相談(税理士).....第1・第3金曜日 13:30~16:00
  - ・労務年金相談(社会保険労務士).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
  - ・不動産相談(宅地建物取引士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
  - ・不動産相談(不動産鑑定士).....第3金曜日 9:30~12:00
  - ・中高層建築物等相談(弁護士).....毎週木曜日 9:00~12:00
  - ・交通事故相談(弁護士).....毎週水曜日 9:00~12:00
  - ・許可申請書等作成相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
  - ・外国人市民相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
  - ・多重債務相談(弁護士).....第4金曜日 13:00~16:00
  - ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士).....第4木曜日 9:30~12:00
- 申問市民相談室 ☎048-259-9037・048-259-9038
- 消費生活相談(消費生活相談員)** 開庁日の9:30~12:00/13:00~16:00
- 場消費生活相談コーナー(本庁舎1階) ☎048-258-1241  
 (土・日曜、祝日の10:00~12:00/13:00~16:00は国民生活センター消費者ホットライン ☎188(いやや))

## 特設相談コーナー

- 人権相談(人権擁護委員)** 11/17(火) 13:00~14:30 本庁舎市民相談コーナー  
 12/15(火) 10:00~14:30 第2庁舎地下会議室
- 行政相談(行政相談委員)** 11/10(火)/12/1(火) 13:00~15:30 本庁舎市民相談コーナー
- 法律相談(弁護士)** 11/18(水) 9:00~12:00 芝支所(予約制)
- 申問市民相談室 ☎048-259-9037・048-259-9038

## 子ども家庭・教育相談コーナー

- 家庭児童相談室(子育て相談課内)** 子育てに関する悩み全般
- 日月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15  
 (家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)  
 ☎048-259-9005・048-257-3330
- 発達相談(子育て相談課内)** 発達に気になる、言葉が遅いなど
- 日月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15  
 ☎048-259-9048
- 子ども家庭相談室** 育児相談・子どものしつけなど
- 日土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30~16:30  
 場南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848  
 芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675  
 戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300
- 児童虐待の相談** 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたり、ご自身が  
 出産や子育てに悩んだときは相談してください。
- ・家庭児童相談室(子育て相談課内) ☎048-259-9005・048-257-3330
  - 日月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15  
 (上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)
  - ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)
  - (児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)
  - ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
  - 日月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応
- 子ども教育相談**
- 学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般にかかわる相談
- 日10:00~12:00(祝日、休館日を除く)
- 場月曜日...戸塚支所会議室  
 火曜日...3階保健センター-鳩ヶ谷分室(鳩ヶ谷庁舎)  
 水曜日...新郷支所小会議室・芝支所面談室  
 木曜日...南平文化会館練習室3号
- 問教育研究所芝園分室 ☎048-267-8208 担当...教育相談員
- いじめ相談テレフォン**
- いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談
- 日月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00  
 ☎FAX048-264-1510 担当...指導課
- いじめ相談メール**
- いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒・その保護者の相談
- ✉ ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp  
 メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年を記載ください。  
 担当...指導課

## 外国人生活相談(日本語、中国語、英語、タガログ語、韓国語)

- 市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内
- 日中国語・英語...火~土曜日、タガログ語...火曜日、韓国語...水曜日  
 10:00~12:00/13:00~17:00(祝日を除く)  
 ※相談員不在時は受け付けできません。
- 問かわぐち市民パートナーズステーション ☎048-227-7607

## 高齢者相談コーナー

- 認知症高齢者相談**
- 日月~金曜日(休日・年末年始を除く)9:00~17:00  
 ☎048-258-1476 担当...川口市認知症高齢者相談所
- 健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談**
- 高齢者の健康や、生きがいづくりの相談
- 対60歳以上の市民のかた
- 場市内10カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は~とふる鳩ヶ谷)
- 日無料(ただし、施設の利用料100円が必要)
- 日月2回程度(施設により異なりますのでお問い合わせください)
- 問長寿支援課 ☎048-259-7651

## 中小企業相談コーナー

- 埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)**
- 経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口
- 日毎月第4木曜日 10:00~16:00  
 場川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)
- 申問埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248
- 中小企業経営診断(予約制)**
- 中小企業診断士が事業所で経営の相談をお受けします。
- 申問経済総務課 ☎048-258-1647



## そのほかの相談コーナー

- ボランティアに関する相談**
- 日火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30  
 日曜日 9:30~17:00
- 場かわぐち市民パートナーズステーション内(休所日:月曜日・祝日)  
 かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640
- 無料建築相談(予約制)**
- 日場11/12(木) 14:00~16:00 鳩ヶ谷庁舎1階ロビー  
 11/26(木) 14:00~16:00 芝支所1階ロビー  
 ※1回の相談は50分程度
- 申問住宅政策課 ☎048-242-6326
- マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)**
- 分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談
- 日場11/27(金) 13:00~16:00 西公民館3階ミーティング室
- 対市内マンション管理組合など ※1回の相談は50分程度
- 申問住宅政策課 ☎048-242-6326
- 女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セクハラなど**
- 日毎月第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00  
 フリーダイヤル ☎0120-532-317 ※相談日時のみ通話可  
 担当...かわぐち市民パートナーズステーション 男女共同参画担当
- 司法書士による夜間無料法律相談(予約制)**
- 相続・遺言・資金返還・損害賠償・多重債務など
- 日11/4(水)、11/18(水) 18:00~20:30  
 (原則毎月第1・第3水曜日、相談者1組30分程度、10組まで)
- 場かわぐち市民パートナーズステーション
- 申予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)
- 発明・商標無料相談会(予約制)**
- 特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談
- 日12/4(金) 10:00~12:00/13:00~16:00 ※相談は1件1時間程度
- 場リリア11階 小会議室2号
- 相談員...弁理士 細井 貞行氏(英知国際特許事務所)
- 申問川口産業振興公社 ☎048-263-1110
- 海外取引無料相談**
- 対市内中小企業や個人事業のかた
- 日水曜日 9:00~12:00
- 場川口産業振興公社 ☎048-263-1110
- 起業個別相談会(予約制)**
- 日11/27(金) 9:00~12:00 ※1人最大90分間
- 場鳩ヶ谷商工会
- 申問産業振興課 ☎048-259-9019



## 不要品登録

家庭内にある不要品を電話で市へ登録し、それを希望者に紹介します。品物は無償でお譲りいただけるものに限ります。登録期間は約3カ月です。掲載品は差し上げるかたがご持ちです。品物は当事者間での引き渡しとなります。(生活必需品を優先します。なお、アナログテレビは取り扱いません。10月8日時点での登録状況です。)

### ゆずってください

ベビーゲート、車いす、パソコンチェア、電子ピアノ、三味線、スキー板(女性用、子ども用)スキー板、五重の塔(庭置物)、ロックミシン、足踏みミシン、ノートパソコン、アイロン、アイロン台、家庭用高压洗浄機

### さしあげます

ハイローチェア、鉄道玩具用レール、シングルベッド、収納ケース、サイドボード、ソファ、本箱、エアロバイク、ウォーキングマシン、スキー用具(女性用)、スノーボード(女性用)、インラインスケート(大人用)、植木鉢、庭石、釣具、園芸用寒冷紗、蛍光灯

問 経済総務課 ☎048-259-9025